

平成26年9月18日

事業者の皆様へ



厚生労働省委託事業
職場における受動喫煙防止対策に係る説明会の開催について

株式会社インターリスク総研
厚生労働省 埼玉労働局

さあ、受動喫煙防止対策をしましょう!

平成26年6月25日に労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布されました。

受動喫煙防止対策の規定は平成27年6月までに施行される予定です。事業者のみなさまにおいては、まずは各々の事業場の現状を把握していただき、その実情に照らし実行が可能な措置のうち最も効果的な措置を講じるよう努めることとされています。

また、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対し、国は、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進等の必要な援助に努めることとされています。

今般、その一環として「受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、職場における受動喫煙防止対策の進め方を提案するための「受動喫煙防止に関する説明会」を下記により開催いたします。ふるってご参加下さいますようご案内致します。

厚生労働省は、受動喫煙防止対策として受動喫煙防止対策助成金制度を設けています。

労働者災害補償保険の適用事業主であることや中小企業主であることが条件で、費用の1/2(上限200万円)の交付額です。(詳細は、埼玉労働局労働基準部健康安全課まで)

記

- 1 日時：平成26年11月21日(金) 13:30~16:00
- 2 場所：浦和コミュニティセンター 第15集会室
住所：〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町11番1号
電話：048-887-6565(代)
下図参照下さい。

3 プログラム

- (1) 改正労働安全衛生法の概要について
講師：埼玉労働局労働基準部健康安全課長 星野 定美 氏
- (2) 受動喫煙による健康への有害性について
講師：埼玉県保健医療部健康長寿課主査(保健師) 大塚 陽子 氏
- (3) 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制等(ソフト面対策)及び施設整備等(ハード面対策)について
講師：労働衛生コンサルタント(労働衛生工学) 椎名 孝夫 氏
- (4) 職場の受動喫煙防止対策の規制内容及び取組状況について

<申込先>

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会埼玉支部

申し込みは以下の Email 又は FAX にて申し込み下さいますようお願い致します。

■Email : saicon@blue.plala.or.jp

なるべく Email にて申し込み下さいますようお願い致します。

尚、申込書は(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会埼玉支部のホームページ URL(<http://www11.plala.or.jp/saicon/>)からダウンロードすることができます。

■FAX : 048-649-8618

職場における受動喫煙防止対策説明会参加申込書

申込年月日 平成26年 月 日

事業場名			
事業内容			
所在地住所 〒			
電話番号			
Email Address			
FAX番号			
受講者氏名	(フリガナ)	所属部署 職 名	
		担当職務	
連絡担当者氏名	(フリガナ)	所属部署 職 名	

ご質問されたいことがありましたらご記入ください。

--